

（国）第 5 次男女共同参画基本計画 （令和 2 年 12 月 25 日）	（県）あいち男女共同参画プラン 2025 （令和 3 年 3 月）	あま市男女共同参画プラン（改訂版） （平成 29 年 3 月）
《目指すべき社会》 ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会 ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きていくことができる社会 ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会 ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会 《社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題》 （１）新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応 新型コロナウイルス感染症の拡大の性別による影響やニーズの違いを踏まえて政策課題を把握し、今後の政策立案につなげていくことが肝要である。 （２）人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加 我が国では、今後、国全体のみならず地方においても人口構成や世帯構成にますます大きな変化が生じることが想定される。女性の活躍を推し進めることは、経済社会の持続可能性向上にもつながる。 （３）人生 100 年時代の到来と働き方・暮らし方の変革 人生 100 年時代の安心の基盤である生涯にわたる健康の実現、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護等を両立できる環境の整備、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消及び固定観念の打破に取り組むことが求められている。 （４）法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大 ジェンダー平等を社会変革の推進力としてきた諸外国の水準を目指す。 （５）デジタル化社会への対応（Society 5.0） デジタル化社会到来の中で、女性が経済的に自立するとともに、教育や地域社会での取組が求められる。 （６）国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識 性別に起因する暴力の多様な被害者に対する必要な支援の充実を図るとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて強力に取り組む必要がある。 （７）頻発する大規模災害 平常時から防災・復興分野における男女共同参画を推進し、非常時において女性に負担等が集中することがないようにしていく必要がある。 （８）SDGs の達成に向けた世界的な潮流 ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映（ジェンダー主流化）し、政府機関、民間企業や若者を含めた市民社会など全てのステークホルダーが連携して一層の取組を進める。 《 5 次計画の体系》 Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大 第 1 分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 第 2 分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 第 3 分野 地域における男女共同参画の推進 第 4 分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進 Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現 第 5 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶 第 6 分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 第 7 分野 生涯を通じた健康支援 第 8 分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進 Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 第 9 分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 第 10 分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進 第 11 分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	《基本理念》 すべての人が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性にかかわらず、個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の実現を目指す。 《男女共同参画社会としてめざすべき姿》 ○個人の意思を尊重し、自らの意思に基づいて多様な生き方を選択できる社会 ○家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において個性と能力を発揮し活躍できる社会 ○性にかかわらず人権が尊重され、幸せを感じ、安心して暮らすことができる社会 《重点目標》 重点目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍の促進 多様な視点・価値観を取り入れるため、政策・方針決定過程への女性の参画を一層推進する。 就業環境の整備や再就職を始めとする各種就業支援により、働く場における女性の活躍を促進するほか、地域活動など様々な分野への女性の参画を促進する。 重点目標Ⅱ 男女共同参画社会に向けての意識改革 固定的な性別役割分担意識を解消し、あらゆる立場や世代の人々に対して、男女共同参画に関する認識や理解が深まるよう、意識改革のための取組を進めていく。 重点目標Ⅲ 安心して暮らせる社会づくり ドメスティック・バイオレンス（DV）、貧困、性犯罪など様々な困難を抱える人々や、性的少数者など、すべての人が、その人権が尊重され、安全で安心して暮らせる社会をめざしていく。 《プランの体系》 重点目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍の促進 基本的施策 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 基本的施策 2 ワーク・ライフ・バランスの推進 基本的施策 3 就業環境の整備・女性への就業支援 基本的施策 4 男女共同参画の視点からの防災の取組 基本的施策 5 様々な分野における男女共同参画の推進 重点目標Ⅱ 男女共同参画社会に向けての意識改革 基本的施策 6 男女共同参画の理解の促進 基本的施策 7 子どもにとっての男女共同参画 重点目標Ⅲ 安心して暮らせる社会づくり 基本的施策 8 人権の尊重と様々な困難を抱える人々への支援 基本的施策 9 女性に対するあらゆる暴力の根絶 基本的施策 10 生涯を通じた健康づくりの支援 《その他男女共同参画に関する県の動向》 ○「SDGs 未来都市」に選定（令和元年） ○「愛知県 SDGs 未来都市計画」策定（令和元年）	《目標像》 個性を認め 思いやる心を持ち 男女がともに輝けるまち 《基本理念》 （１）男女の人権の尊重 男女が互いの人権を尊重し、あらゆる分野において性別による差別的取扱いを受けることなく、自立した個人として能力を十分発揮できる機会が均等に確保されること。 （２）社会における制度又は慣行についての配慮 男女は、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行によって、その活動の選択を阻害されることのないよう配慮されること。 （３）あらゆる分野における方針の立案決定への参画 男女は、社会の対等な構成員として家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に対等に参画する機会が確保されること。 （４）家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立 家族を構成する男女は、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動に対等に参画し両立することができるよう配慮されること。 （５）国際的視野の下での取組 男女共同参画社会の実現に向けた取組は、国際的視野の下に行うこと。 《基本目標》 基本目標 1 男女共同参画の理解の促進 基本目標 2 男女平等意識を育てる教育・学習の充実 基本目標 3 あらゆる分野での男女共同参画の推進（あま市女性活躍推進計画） 基本目標 4 様々な困難を抱える人々への支援 基本目標 5 生涯を通じた健康支援 基本目標 6 暴力の根絶のための基盤づくり（あま市 DV 防止基本計画） 《プランの体系》 基本目標 1 男女共同参画の理解の促進 基本方針 1 人権の尊重と男女共同参画の意識啓発 基本方針 2 子どもにとっての男女共同参画 基本目標 2 男女平等意識を育てる教育・学習の充実 基本方針 3 教育の場における教育・学習の充実 基本方針 4 家庭・地域における教育・学習の充実 基本目標 3 あらゆる分野での男女共同参画の推進（あま市女性活躍推進計画） 基本方針 5 政策決定過程への女性の参画の拡大 基本方針 6 様々な分野における男女共同参画の拡大 基本方針 7 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組 基本方針 8 誰もが働きやすい職場環境づくり 基本目標 4 様々な困難を抱える人々への支援 基本方針 9 高齢者、障がい者、外国人等への支援 基本方針 10 貧困等生活上の困難に直面する人々への支援 基本方針 11 性的少数者、複合的に困難な状況に置かれている人々への支援 基本方針 12 相談業務の充実 基本目標 5 生涯を通じた健康支援 基本方針 13 心とからだの健康づくりへの支援 基本方針 14 妊娠・出産等に関する健康支援 基本方針 15 女性特有の疾患に対する支援 基本目標 6 暴力の根絶のための基盤づくり（あま市 DV 防止基本計画） 基本方針 16 暴力の根絶に向けた意識啓発 基本方針 17 犯罪防止に配慮した環境整備 基本方針 18 被害者の実情に応じた切れ目のない支援体制の充実